

議案第 3 2 号

北本地区衛生組合の規約の変更及び財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び第289条の規定により、令和6年3月31日をもって北本地区衛生組合から久喜市が脱退し、令和6年4月1日から同組合に宮代町が加入することとし、同組合格約の変更並びに財産処分について別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和6年3月31日をもって北本地区衛生組合から久喜市が脱退し、令和6年4月1日から同組合に宮代町が加入することとし、同組合格約の変更並びに財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

北本地区衛生組合の規約の変更に伴う財産処分について

規約変更前の組合におけるすべての財産は、規約変更後の組合が承継するものとする。

なお、精算が必要となる場合においては、事務の承継の例によるものとする。